

教育・保育の提供区域について

1 教育・保育の提供区域とは

- ◆ 子ども・子育て支援事業計画と教育・保育提供区域 …【参考資料1 P16～23 二】

子ども・子育て支援法 第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

○市町村は、国の基本指針に即して5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならない。

○子ども・子育て支援事業計画には、次の事項を記載しなければならない。

教育・保育提供区域ごとの各年度の

- ① 教育・保育の必要量の見込み
- ② " の提供体制の確保の内容、実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの必要量の見込み
- ④ " の事業ごとの提供体制の確保の内容、実施時期

教育・保育 (①②)	施設型給付	認定こども園 幼稚園 保育所
	地域型保育給付	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育
地域・子ども子育て支援事業 (③④)		地域子育て支援拠点事業 一時預かり 乳児家庭全戸訪問事業 放課後児童クラブ（学童保育） など、13事業

◎『教育・保育提供区域』は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定するもの
(例: 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位 等)

…【参考資料1 P16 二-1】

◎子ども・子育て支援事業計画の中では、この区域ごとに「量の見込み」及び「提供体制」を設定する

2 教育・保育提供区域についての考え方

「本市における教育・保育提供区域」について議論するに当たっての考え方を次の4点に整理

- 1 施設認可の「需給調整の判断基準」とはなるが、区域外からの利用を制限するものではないため、「校区」のような性質ではない
- 2 区域を設定する意味は、市域全体ではなく区域に分けてより細かい需給を検証すること

POINT

例えば、市域全体で需給バランスが取れているように見えるものも、区域で分けて見ると…

区域なし	1年目		
	「1号認定」	「2号認定」	「3号認定」
①量の見込み	300人	200人	200人
②確保の内容	300人	200人	200人
②-①	0人	0人	0人

区域A	1年目		
	「1号認定」	「2号認定」	「3号認定」
①量の見込み	200人	150人	150人
②確保の内容	200人	50人	150人
②-①	0人	▲100人	0人

区域B	1年目		
	「1号認定」	「2号認定」	「3号認定」
①量の見込み	100人	50人	50人
②確保の内容	100人	150人	50人
②-①	0人	100人	0人

需給バランスが取れていないケースが考えられる

- 3 区分けの数について、少な過ぎると需給の検証が大雑把になるが、多くなり過ぎると、利用者の利用範囲と合わなくなり、実際の状況とのミスマッチを起こす

区域数	メリット	デメリット
多	細かく需給を検証できる	実際の利用範囲・需給状況とミスマッチを起こす
少	需給調整の柔軟性が高い	大雑把にしか需給の検証ができない

- 4 地域子ども・子育て支援事業の区域分けは、「需給調整の判断基準」という要素がある教育・保育の区域分けと違い、事業の性質や実施状況を踏まえ、「量の見込み」の算出の中で、適切な区域数を検討していく

3 基本指針（案）に基づく区域検討の視点

① 「需給調整の判断基準」…【参考資料1 P16～17 ニー1】

事業計画では、区域ごとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の需給を検証・計画する。
⇒需給を計画する単位

◆事業計画に記載するイメージ												
〇〇区域	1年目			2年目			3年目			5年目		
	「1号認定」 3～5歳 学校教育のみ	「2号認定」 3～5歳 保育の必要性あり	「3号認定」 0～2歳 保育の必要性あり	「1号認定」 3～5歳 学校教育のみ	「2号認定」 3～5歳 保育の必要性あり	「3号認定」 0～2歳 保育の必要性あり	「1号認定」 3～5歳 学校教育のみ	「2号認定」 3～5歳 保育の必要性あり	「3号認定」 0～2歳 保育の必要性あり	「1号認定」 3～5歳 学校教育のみ	「2号認定」 3～5歳 保育の必要性あり	「3号認定」 0～2歳 保育の必要性あり
①量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容												
教育・保育施設	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
地域型保育事業			20人			30人			50人			50人
②-①	0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

区域を跨いでの利用に制限のかかるものではないが、需給を計画する際には、できる限り区域内で需給バランスが保てる区域分けを検討する必要がある。

② 「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」

…【参考資料1 P16～17 ニー1】

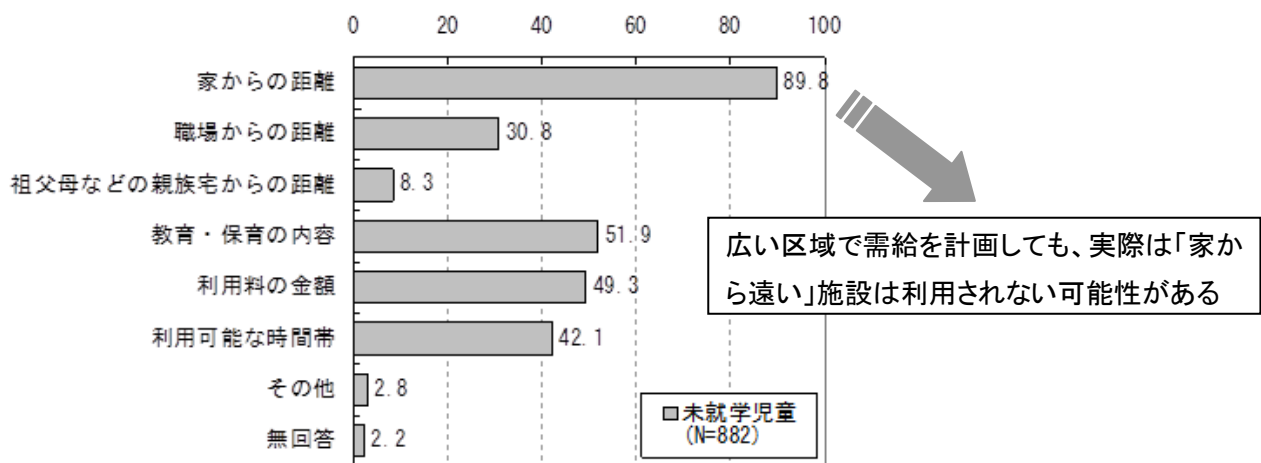
利用者にとっては、施設を選ぶ際の基準として、「家からの距離」、「職場からの距離」等があげられる（家⇄職場の通勤経路途中にあるかどうかも基準の一つであると考えられる）。

この点も考慮して、需給のバランスを損なわない程度に区分けすることが必要である。

御殿場市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果

問 17-1 利用する際の基準（複数回答）

定期的な教育・保育の事業を選ぶ際の基準は、「家から近い」が約9割（89.8%）を占め、保育内容や金額よりも近隣の保育事業への利用意向が高いことが分かる。









4 区域分けの案

◆ 分析の視点①「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」

◆ 分析の視点②「これまで培われてきたコミュニティを基本とする区域」

- ・本市は、市誕生以前の旧町村（御殿場町、富士岡村、原里村、玉穂村、印野村、高根村）の範囲を引き継いだ地区で分割され、各地区で運動会が開かれるなど、地区ごとの結びつきがみられる。
- ・「御殿場市総合計画」においても、歴史や地形、都市構造などの条件を考慮して、6つの地域を設定し、各地域の特性を生かしながら、その地域に住む市民と行政が互いに役割を担い合って進めている。

上記の点より、下記6地域での区分を想定しています。

御殿場地域		<p>東西及び南北方向の幹線道路やJR御殿場線が交差する本市都市機能の中心的な市街地が形成</p> <p>◆人口：35,215人（市全体の39.4%） ※平成25年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：2,281人、6-11歳人口：2,096人</p>
富士岡地域		<p>JR御殿場線沿線の市街地と山麓の観光レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業地により構成</p> <p>◆人口：18,103人（市全体の20.3%） ※平成25年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：1,062人、6-11歳人口：1,283人</p>
原里地域		<p>隣接する御殿場地域から連なる市街地と高速道路西側に集積する工業地、地域西側の東富士演習場により構成</p> <p>◆人口：18,645人（市全体の20.9%） ※平成25年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：1,160人、6-11歳人口：1,236人</p>
玉穂地域		<p>富士の裾野から市街地までを有し、地域東部に近年整備された地域コミュニティの拠点や陸上競技場、体育館などの都市施設が集積</p> <p>◆人口：10,374人（市全体の11.6%） ※平成25年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：595人、6-11歳人口：550人</p>
印野地域		<p>広大な富士の裾野を有し、自然豊かな観光交流資源が集積</p> <p>◆人口：2,104人（市全体の2.4%） ※平成25年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：121人、6-11歳人口：122人</p>
高根地域		<p>豊かな水と自然環境に恵まれ、田園地帯の中に集落を形成</p> <p>◆人口：4,877人（市全体の5.5%） ※平成25年3月31日現在 うち、0-5歳人口：235人、6-11歳人口：265人</p>

5 各事業の区域設定について

資料1 のNO.	事業	事業の概要	区域	設定の考え方
—	教育・保育	施設型給付 地域型保育給付	6 区 域	分析の視点から
1	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業		教育・保育事業との密接な関連性から
2	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業		教育・保育事業との密接な関連性から
3	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業		現在の事業実態から
4	放課後児童クラブ（学童保育）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業		現在の事業実態から
地域子ども・子育て支援事業（13事業）	8	利用者支援事業	市 全 域	事業の性質から
	9	妊婦健康診査		事業の性質から
	10	乳児家庭全戸訪問事業		事業の性質から
	11	養育支援訪問事業		事業の性質から 市では未実施のため、検討が必要

資料1 のNO.	事業	事業の概要	区域	設定の考え方
5	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業		現在の事業実態から
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））		市では未実施のため、検討が必要
7	病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	市 全 域	現在の事業実態から
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業		事業の性質から
13	多様な主体の参入促進事業（新規）	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業		事業の性質から